

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止について

平成 27 年 11 月 18 日

全 国 知 事 会

全 国 市 長 会

全 国 町 村 会

地方自治体では、従来より、地域の実情に応じ、工夫を凝らした様々な少子化対策に真剣に取り組んできたところである。特に、子どもの医療については、すべての地方自治体において、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、医療費の自己負担を補助する地方単独の医療費助成を実施している。

一方、国は、このような地方自治体による医療費助成（現物給付方式）の取組に対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、本来国が負担すべき国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置を講じている。

今、国を挙げて少子化に伴う人口減少問題に全力で取り組むべき時である。この減額調整措置は、少子化対策という国の大方針と逆行するものである。子どもの医療に関わるセーフティネットは、本来、国が責任をもって、社会保障政策の中に位置づけ、自ら制度を構築すべきものであるにもかかわらず、こうした減額調整措置を行うことは、地方自治体による少子化対策の取組を阻害していると言わざるを得ない。

こうした中、国においては、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」を立ち上げ、子どもの医療費の自己負担の在り方や国民健康保険の国庫負担の在り方を含め検討を行うこととしているが、そのとりまとめは来年夏頃との予定が示され、このままでは減額調整措置が現状のまま当面継続されることになってしまう。

少子化対策は、国と地方自治体が総力を挙げて取り組むべき喫緊の課題である。国においては、これまでの地方の取組を評価し、先ずは国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置を直ちに廃止するよう、強く要請する。